

# 高山市立朝日小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月版

## 朝日小学校しあわせ宣言

- ・『悲しい言葉をなくして、温かい言葉をふやそう』
- ・『さんづけで呼び合おう』

(令和元年8月8日改定)

### はじめに

高山市の小中学校では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ!いじめ宣言」が採択され、児童生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」「いじめは、いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「朝日小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、卑怯な行為である」
- ・「いじめを受けている子を守る」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## **2 いじめの未然防止のための取組** (自己有用感を高める取組)

### (1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての児童が大切な学校・学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、良さを認め合う学校・学級・教科経営を充実する。
- ・いじめを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時いじめに係る問題を取り上げ、児童自身がいじめ問題について考える機会を大切にし、主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

#### (朝日小しあわせ宣言・ぼかぼかカード)

- ・教育活動全体を通じて、全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校・地域に居場所がある」ということが感じられるような教育相談に努める。
- ・日頃から児童が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努めるとともに、自ら相談したい人を教職員、保険相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員等の中から指名し、相談できるようにする「マイサポーター制度」等を取り入れながら、児童が気軽に大人に相談できる体制を整える。また、相談だけでなく、児童が普段から教職員に話しかけられるような環境を児童会等で取り組めるようにする。

### (2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。また、「わからない」「できない」という児童への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。
- ・「目を見て聞く・話す」指導を行い、一人一人が安心して学び合える環境を築く。

### **(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）**

- ・「特別の教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳教育を推進し、積極的に「いじめ問題」についても取り扱う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、地域で活動する方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育の充実を図る。
- ・障がいのある人もない人もお互いの理解を深める「心のバリアフリー教育」を推進する。
- ・様々な困難・ストレスの対処方法を身に着けるための教育（SOS の出し方に関する教育）、ここの健康の保持に係わる教育を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心無い言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。

### **(4) いじめをゆるさない学校風土づくり**

児童がいじめを許さない学校風土をつくるために、教職員は日常的な関わりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては教職員が全力で対応することを児童に伝える。

### **(5) 郷土教育の充実**

地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

### **(6) 情報モラル教育の推進**

- ・情報端末機器や通信型ゲーム機等の利便性や危険性について、教職員と保護者の間で共通理解を図る。また、こうした機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導の一層の充実を図る。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等を通じ、啓発活動の充実を図る。
- ・保護者や警察等関係機関と連携し、未然防止策を講じるとともに、問題への対処等について関係団体・機関と連携・協働する体制を強化する。

### **(7) 幼保・小・中への引継ぎ**

- ・幼稚園や保育園での情報については、サポートブック等を活用したり、小学校教員と幼保の指導者の間で引継ぎ会を開催したりして、気になる情報等を引継ぎ、就学児の支援につなげる。

- ・小学校での情報については、個別の支援計画、指導計画等を活用しながら、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。

### **(8) 学校運営協議会との連携**

- ・学校運営協議会において、学校のいじめ未然防止における取組や課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

## **3 いじめの早期発見に向けての取組み**

### **(1) 児童との信頼関係の構築**

教職員は、授業だけでなく様々な活動において児童とともに活動し、日頃の継続的な見守りや声掛けを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。また、日常的な関わりによってわずかな変化も見逃さない感覚を磨き、児童理解に徹する。

### **(2) 教職員間での情報共有の徹底**

学校は、どの子にもいじめが起こりうるという認識をもち、児童が示すわずかな変化であっても気になる情報について、教職員間で情報を共有するとともに、教職員と保護者との間で児童の情報を交換・共有する。また、いじめに関わる児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互の連携協力体制を整備し、関係する児童または保護者に対する指導・助言を適切に行う。

### **(3) 研修の実施**

職員会をはじめ、必要に応じて適宜、教職員研修を行い、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨くとともに一人ひとりの教職員が、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

### **(4) ハイパーQU やアンケート等の実施による客観的な実態把握と支援体制の確立**

年2回行うハイパーQU、年間3回行う生活アンケートによる分析を丁寧に行い、支援が必要な児童を見逃さず、適切な支援を講じることや、定期的なアンケート調査により、いじめにつながる芽を見逃さない校内体制をつくる。

### **(5) 相談体制の充実**

児童が話したいことがあっても誰に話してよいか分からないことや、身近にいる教師等に話しづらいケースも考えられることから、「マイサポーター制度」を充実させ、サポーターと連携することで、いつでも気軽に安心して相談できる環境づくりを進める。また、普段から児童の話丁寧聞き、相談内容に対して誠実に対応する。

### **(6) いじめに関わる事案の報告**

いじめの事案について具体的な事実を把握し、月ごとに問題行動調査をまとめ、教育委員会に報告する。また、年間2回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解

の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

## (7) 関係機関との連携

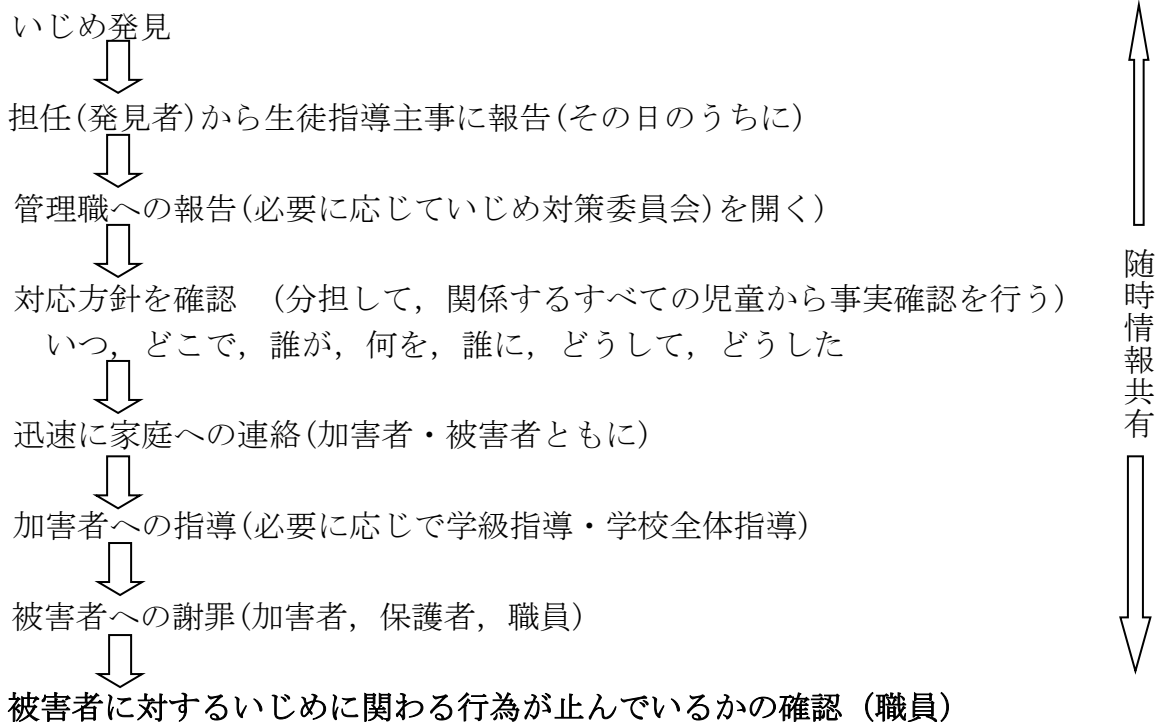
いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から関係機関とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決を図るように努める、また、インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して対応する。

## 4 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係職員や管理職に報告し、個人の経験や判断に基づいて対応するのではなく、組織でいじめを認知し、組織で対応することを徹底する。

また、事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向をふまえ、今後の指導方針と見通しを決定する。いじめた児童に対しては、いじめは許されない行為であることを指導し、本人の反省を促すとともに、再発防止の指導を行う。

学校は保護者と連携し、「ともに支えていきましょう」という姿勢で児童を見守る体制を確実につくる。



3ヶ月を目安に、心身の苦痛を感じていないかを面談により確認する。

◎問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前、早期に対応できるよう、危機意識をもって対応する。

## 5 いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

### (1) いじめの重大事態の定義

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その字体（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば以下のようなケースが想定される。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合    | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合  |

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめをうけたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その申立てを重視し、速やかにかつ丁寧に調査を行うものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実と向き合い、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を図ることを目指すものである。

### (2) 学校の対応

学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。

#### ① 事案に関わる調査・検証

重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、どこで、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係について、学校職員がどのように対応したのかについて、可能な限り明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査する。

## ② 調査結果と再発防止策の報告

調査結果については、教育委員会を通じ総合教育会議へ報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童及びその保護者に対しても、適切に情報を提供する、また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

## ③ 児童へのサポート

長期欠席等を余儀なくされている児童に対しては、必要に応じてスクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安全を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。

## ④ 進学先への引継ぎと見守りの徹底

児童の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守ることが重要である。進学先にもいじめ事案について確実な引継ぎを実施し、小学校から中学校へ、さらに進学・就職先へと一貫した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

# 6 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：

校長，教頭，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，  
特別支援コーディネーター 学級担任

※必要に応じて

外部専門家：

保護者代表，朝高子どもしとねる会 学校評議員代表，  
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー，弁護士，  
学校医及びその他の医師，民生児童委員及び主任児童委員，人権擁護委員 等

積極的にいき，地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

# 7 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画（いじめ防止プログラム）

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） ※PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明	・「方針」の確認
5月	・高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有 ・学校生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ・hyper-QU実施①	・学校生活アンケート（学期に一回）その後教育相談を実施

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・「朝日小しあわせ宣言」の見直しと取り組み(ひびきあい活動)</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し)</li> <li>・学校関係者評価委員会で「方針」説明</li> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)</li> <li>・保護者アンケートの実施(いじめ指導に関わる項目)</li> <li>・教職員の「hyper-QU」活用研修①(朝高子どもを語る会・学級づくり交流会)</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有</li> <li>・Webページ等による取組経過等の報告</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート(記名式)の実施, 教育相談の実施</li> <li>・いじめ防止対策の取組についての中間交流</li> <li>・いじめ未然防止に向けた児童会主催による取り組み</li> <li>・hyper-QU実施②</li> </ul>	アンケートの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止対策の取組)</li> <li>・「しあわせ宣言」の取り組み(ひびきあい活動)</li> <li>・教職員の「hyper-QU」活用研修②(朝高子どもを語る会・学級づくり交流会)</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて)</li> <li>・「ネットいじめ」に関する親子学習会の実施</li> </ul>	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会の取組のまとめ</li> <li>・学校関係者評価委員会(今年度の取り組みの報告)</li> <li>・学校生活アンケート(記名式)の実施, 教育相談の実施</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>	第2回県いじめ調査

**\*児童交流を週1回終礼後に行い、児童の様子を全職員が把握できる場を設ける。**

## **8 学校評価における留意事項**

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見の取組に関すること
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## **9 個人情報等の取扱い**

### **○ 個人調査(アンケート等)について**

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。(方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。)